地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

# 令和4年6月6日提出 川崎市長福田紀彦

#### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番	発 生	専決処分	損害賠	事 件 の 概 要
号	局 名	年月日	償の額	事件の例と安
1	環境局	4. 1.18	円 455, 895	令和3年10月5日、宮前区で、本市小型ご み収集車が、通過しようとした際、前方で一 時停止した被害者(ア)所有の普通トラックに
2	環境局	4. 2. 4	円 272, 309	は突し、運転していた被害者(イ)を負傷させ、及び当該普通トラックを破損させたもの
3	環境局	4. 2.24	円 456, 060	令和3年8月10日、多摩区で、本市小型浄化槽車が、駐車場に進入しようとした際、左後方から走行してきた原動機付自転車に接触し、そのはずみで当該原動機付自転車が歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの
4	環境局	4. 3. 1	円 297, 000	令和4年1月8日、被害者宅先路上で、本 市小型ごみ収集車が、停止した際、路上に残 っていた雪でスリップし、被害者所有のフェ ンス等に接触し、破損させたもの
5	環境局	4. 3. 7	円 46, 200	令和3年8月20日、麻生区で、本市小型ご み収集車が、方向転換しようと後退した際、被 害者所有のフェンス及び擁壁に接触し、破損 させたもの

6	環境局	4. 4.26	円 139, 700	令和4年2月15日、被害者宅先交差点で、 本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと 後退した際、被害者所有の駐車場の屋根に接 触し、破損させたもの
7	環境局	4. 5. 9	円 237, 294	令和3年12月31日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、歩行中の被害者に接触し、負傷させ、及び被害者の衣服を破損させたもの
8	消防局	4. 2.15	円 36, 800	令和3年10月28日、川崎区で、本市救急車が、川崎消防署構内から道路に出たところ、右側から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
9	経済労働局	4. 3.28	円 48, 962	令和4年2月7日、中央卸売市場北部市場 花き棟2階で漏水があり、階下の倉庫に漏出 したため、被害者所有の印刷用紙を汚損させ たもの
10	高津区役所	4. 1.26	円 512, 783	令和3年9月13日、高津区で、本市職員が
11	高津区	4. 1.26	円 68, 200	側溝の補修作業中、当該側溝内の被害者(ア) 所有の通信ケーブルを誤って切断し、破損させ、並びに当該通信ケーブルの破損により、 被害者(イ)及び(ウ)の通信機器に障害が生
12	高津区	4. 2. 1	円 29, 708	じ、営業上の損害を与えたもの
13	教育委員会	4. 2.18	円 94, 090	令和3年7月20日、市立学校の校庭で、本 市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ね た石が、作業現場付近に駐車していた被害者 所有の軽ライトバンに当たり、破損させたも の
14	教育委員会	4. 3.16	円 152, 180	平成31年3月18日、市立学校の教室で、清 掃作業中、被害者が、床に塗布されたワック スの剥離剤に触れ、負傷したもの

### 2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案	議決	工事名	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年月日		X 10 00 11 1 13	変更前	変更後	年月日	
169	2. 12. 11	中宅 5 島 築 工	川崎市川崎区桜本1丁目 12番1号 野州工業株式会社 代表取締役 大島 裕和	契約金額 800,030,000 円	契約金額 815, 162, 700 円	4. 3. 16	の中撤既去更工本仕よ量生増を規結埋去存方に及体様りのじ額行場果設並樹法よび工変施変たのう精、物び木のる建事更工更た変もをして、地のに撤変増物のに数がめ、更の

議案	議決	工 車 匆	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	亦更加力
番号	年月日	工 事 名		変更前	変更後	年 月 日	変更理由
73	29. 6. 22	都道羽線路事市路田ほ築計殿空か造町町港道工	横地 五 ト 共代 五 構株 作 構	契約金額 27, 791, 645, 000 円	契約金額 27, 723, 656, 673 円	4. 2. 21	更面增のる契2項増た工よ渫よと費なかのう仕に附及変工約6に額も事るのりしがっら変も例よくのる物物に請款第づなの渉持工全工額こ減を。変橋の価よ負第6きっ、に浚に体事とと額行

議案	議決	工事名	名 契 約 の 相 手 方	変更事項		専決処分	変更理由
番号	年月日		天 机 切 相 于 刀	変更前	変更後	年月日	多 丈 垤 田
27	29. 3. 17	五放設事四路備工	横浜市中区吉田町65番地清水・馬淵共同企業体代表者清水建設株式会社取締役社長井上和幸構成員馬淵建設株式会社代表取締役馬淵 圭雄	契約金額 5,000,780,680 円	契約金額 5,010,284,680 円	4. 3. 30	持向た配をこ増場果量生かのう等上め管変と工精、のじら変も後理を、の更に及査施変た、更のの機図洗仕しよびの工更こ増を。維能る浄様たる現結数がと額行

議案	議決	工事名	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年月日			変更前	変更後	年月日	
105	3. 6. 17	五 放 備 工 脚 設 3	福岡市博多区東光2丁目 7番25号 株式会社 正興電機製作 所 代表取締役社長 添田 英俊	契約金額 618, 200, 000 円	契約金額 621, 393, 300 円	4. 3. 4	公計等の和)等増を割り、要単定年代置、更のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

## (1) 訴えの提起

番	専決処分	請 求 の 要 旨
号	年月日	明 小 り 女 目
1	4. 3. 4	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない左記の被告 に対し、当該市営住宅の明渡し 並びに滞納使用料103,900円、 延滞金及び令和4年1月1日か ら明渡済みに至るまでの使用料 相当損害金月20,300円の支払を 求めるもの
2	4. 3.16	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない左記の被告 に対し、当該市営住宅の明渡し 並びに滞納使用料707,400円、 延滞金及び令和3年8月5日か ら明渡済みに至るまでの使用料 相当損害金月104,600円の支払 を求めるもの

### (2) 和解

番	専決処分	To 47 0 # 1
号	年月日	和解の要旨   
1	4. 4.27	左記の相手方は、令和3年4 月27日に市営住宅の賃貸借契約 が終了したこと及び同年5月1 日から当該市営住宅の明渡済み に至るまでの使用料相当損害金 月17,600円の支払義務があるこ とを認め、当該市営住宅を令和 4年6月30日までに明け渡すこ ととするもの